

第 8 7 8 回教育委員会臨時会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 3 月 2 9 日 (火) 午前 1 0 時

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 伊藤委員長, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 高橋教育長

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長,
鈴木教職員課長, 桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
猪股施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,
三浦参事兼生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午前 1 0 時

6 第 8 7 8 回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

7 秘密会の決定

5 議事

第 1 号議案 職員の人事について

委 員 長 5 議事の第 1 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。
なお, 秘密会とする案件については, 4 の課長報告後に説明を受けることとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

8 課長等報告

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会の所管に属する学校の相談窓口及び対応要領に係る留意事項について

(説明者: 総務課長)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会の所管に属する学校の相談窓口及び対応要領に係る留意事項」について, 御説明申し上げます。

資料は 1 ページから 1 7 ページである。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 2 5 年法律第 6 5 号), いわゆる「障害者差別解消法」が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行される。

はじめに, 障害者差別解消法の概要と本県での対応について御説明申し上げます。資料 8 ページを御覧願いたい。

障害者差別解消法は, 全ての分野の事業者が対象となっており, (中程のローマ数字 I に記載のとおり) 国や地方公共団体においては, 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており, 当該機関の職員による取組を確実なものとするため対応要領を定めることが規定されている。

本県では, 警察を除く全ての機関が対象となることから, 昨年 1 0 月に, 県庁内の各部局・各種委員会等の主管課による「障害者差別解消推進検討会」を設置し, 障害者団体等からの意見等の聴取を行った上で,

先月の2月15日に開催された行政改革推進本部会議において、お手元の資料11ページから17ページに記載の内容で、本県における対応要領が決定されたところである。

この対応要領では、1ページの第2になります。対象職員は、警察を除いた宮城県の職員全てが対象となっており、当然ながら教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校を含む教育機関も含まれている。

また、この対応要領で言う障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態になる人を指すものである。

改めて、資料1ページの説明資料を御覧願いたい。3の「対応要領の概要」にあるように、県の機関の職員の取るべき行動規範として、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」、「監督者の責務」などが規定されている。

その具体的な内容は、まずは、「(1) 不当な差別的取扱いの禁止」では、正当な理由なく、障害を理由として、行政サービスなどの提供を拒否するなど、障害者の権利利益を侵害してはならないとされている。これは、窓口対応の拒否や、対応順序の後回しなどがこれに当たるとされている。

また、「(2) 合理的配慮の提供」では、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その負担が過重でないときは、合理的配慮の提供をしなければならないとされている。具体には、段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げなどの補助を行うことなどがこれに当たる。

「(3) 監督者の責務」では、課長補佐（総括担当）相当職以上の者、学校においては副校長や教頭以上の地位にある者は、①障害を理由とする差別の解消に関する認識を、常日頃から所属の教職員に深めさせる取組みや、②障害者等から苦情があった場合は、迅速にその状況を確認すること、③合理的配慮の必要性が確認された場合は、適切にその提供を行うよう指導しなければならないとされている。

これまで御説明した内容は、警察を除く県の機関に勤務する全ての職員のとるべき行動となるが、学校現場は、児童生徒等との関わりが長期にわたるなどの固有の特徴があることなどから、文部科学省の対応指針においてもきめ細やかな対応が求められている。

そこで、対応要領では、学校においては「4 学校における相談窓口及び対応要領に係る留意事項」に記載のとおり、全庁的な相談窓口とは別に、学校を対象とする相談窓口や対応要領に係る留意事項を教育委員会において定めている。

具体的な内容は、資料の2ページから7ページのとおりである。

留意事項の第1には、相談窓口について記載しているが、相談がしやすく、また、より丁寧な対応が可能となるよう複数箇所に設置することとし、各学校現場以外に、本庁関係5課室及び総合教育センターに置くこととしている。

また、第2の対応要領に係る留意事項においては、基本的な考え方は他の機関とほぼ同様であるが、学校の教職員が理解しやすく、また適切に、かつ丁寧に対応ができるように具体例を加えている。学校独自の取組として加えた取組にはアンダーラインを引いているが、この留意事項については、宮城県特別支援学校PTA等連絡協議会の意見を反映しているので、御確認願いたい。

今回加えている内容については、文部科学省が示している対応指針に準じたものとなっているが、資料1ページの最後の枠にもあるように、教育基本法第4条第2項の「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」の理念を踏まえたものとなっている。

今回御説明した内容については、「学校の相談窓口及び対応要領に係る留意事項」については、鑑をつけた上で年度内に各学校に通知し、学校現場の各教職員が遺漏のない適切な対応ができるよう、注意喚起してまいります。

なお、実際の運用に当たっては、今後様々な個別のケースが出てくることが想定されている。これらをケーススタディとして積み上げ、必要に応じて見直しを行うなど、適宜充実を図り、より良いものにしていきたいと考えている。

さらに、県の機関全体を対象とした対応要領に関して、2月に行われた県立学校長会議や県立学校事務室

長会議などで説明を行っており、所属の教職員にしっかりと周知徹底させていただいているところである。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 長 課長の説明の最後で、2月に校長会議、事務室長会議で留意事項を説明したとあったが、学校に勤務する先生方や職員の徹底が一番重要であると思う。最初に十分な周知が図られないと中途半端になる恐れもあるので、年度内の通知と併せて新年度からの対応について、特段の配慮をお願いする。

総 務 課 長 年度内に通知を行うが、4月1日付けの人事異動等が行われるので、新年度早々に開催される校長会議や事務長会議の場面を通じて、教育委員会独自の取組を含めて再度徹底してまいりたい。

教 育 長 ただ今の御指摘の徹底という部分は、極めて重要であると考えている。そうした意味では本日報告した留意点について、教員を養成する大学においても養成段階からこうした事を理解して、授業の仕方などが工夫できる様な意識を持たせる事も重要であると思うので、県内の大学にもお知らせしてまいりたいと考えている。

遠 藤 委 員 1ページの3(2)「合理的配慮の提供」について、障害者からの意思の表明があった場合とある。総務課長からも説明があったように、学校の場合、本人が合理的配慮をして欲しいと表明した場合だけではなく、しないということも十分に考えられる。特に特別支援教育を受けている子どもたちでは意思の表明ができないケースも多くあると思う。長い目で学校で子どもを育てていく観点から、具体例で示された内容が全てではないということ、先生方にも周知し理解していただきたい。合理的配慮とは個々の子どもの状況に応じて、勉強や生活のしやすさをどのように追求するかにかかってくると思う。先程、課長からも教育現場でケーススタディで積み上げてと説明があったが、そのとおりである。現場でその子どもに合った配慮はどのようなものか工夫して頂き、一人一人違うということを前提に考えていただきたい。留意事項の対象は障害者の定義に書いてあるとおりであるが、発達障害の中には診断を受けていない人も多くいる。高校段階、社会人になってから初めて自分の障害が分かるというケースもあるので、宮城県内にいる子どもたち全員が対象であるという思いで、先生方に子どものための勉強のしやすさや環境をどのように整えていくかを考える発想をしていただきたい。

総 務 課 長 委員御指摘のとおりである。障害者の定義については、条文の書き方からすると心身の機能の障害がある者全てが障害者と定義されている。身体障害や知的障害は例示として記載されているので、広く捉える部分であると考えている。

また、合理的配慮については、配慮の考え方の一つに社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組と記載されており、要領自体がどのような位置付けで作成されているかという職員の仕事規律の一貫として作成されている。そうしたことを踏まえて、しっかりと徹底し、ケースを積み上げて依り良いものにしていく日々の努力を積み重ねてまいりたいと考えている。

齋 藤 委 員 かつて、障害のある方は就学免除という形で教育現場から排除されていた時代があり、そして現在では合理的な配慮をするまでに法律ができた。その中で、こうした形で具体を出すことで理解を深めていこうという取組なので、評価されるべきものであると思う。合理的という言葉があるが故に、学校現場において取り巻く人間の気持ちの問題である。相手を理解しようとする。障害を理解しようとする。といった部分が、条文からは抜けているような感じがする。それがなければ合理的配慮すらできなくなる。教育現場では特に障害のある子ども達とクラス周りの子ども達の障害に対する理解をきちんとしていくことが、今回の制度をより生きたものとして学校現場に根付かせるために必要ではないかと思う。教育現場では様々な障害のある子どもに対して、健常の子ども達の理解が不足しているという話も聞く。こうした部分も学校現場に反映させていただ

きたい。

総務課長 本日お示ししたのは、法律の規定に基づいて県で定めた対応要領を踏まえ、教育委員会所管の対応要領を作成したので、その留意事項について御報告したものである。

各学校への説明については、研修会などで説明する際、資料8、9ページのパンフレットなど分かりやすい資料を示した上で、根拠となる法律を示して県が対応すべき項目などを、しっかりと説明してまいりたい。

特別支援教育室長 障害のない子どもたちに対する、障害のある子どもたちの理解については、宮城県特別支援将来構想の中にも掲げている、共に学ぶ教育支援事業を展開していくこととなる、その中で、障害のある子ども達が地域の小学校・中学校で共に学習していく際に、必要な合理的配慮のあり方の事例を積み重ねている最中である。その理解啓発については、より具体的な形で各市町村の小中学校にも啓発を行ってまいりたい。更に今回、進学の手順も変わったことから、それに向けての教育相談の丁寧な対応の仕方について、県として市町村の就学支援体制をバックアップしてまいりたいと考えている。

遠藤委員 県立学校が対象となっているが、市町村立学校については市町村立教育委員会で同様の対応要領を作るということか。

総務課長 委員御指摘のとおりである。市町村が地方公共団体として、学校をどのようにしていくかということになる。

佐竹委員 2ページ、「学校の相談窓口」について、窓口を増やしたと言うことであると思うが、これまでの相談窓口はどのようになっていたのか伺いたい。

総務課長 これまでも現実的には明文化はされていないものの、各々の部署で相談を受けていたということである。改めて今回は明示をして、各学校と担当課にも置くこととした。各学校にだけ置くという考えもあったが、相談しやすい環境を整えて行くことが必要ということで、このような形の窓口を作るということである。

佐竹委員 このような窓口の間口が広がるのはとても良いことである。直接、父兄や本人が相談することができ、学校の先生など困った人達が相談できる窓口として考えてよいか。

総務課長 そのとおりである。児童・生徒が一番多いと思うが、その部分をしっかりとフォローできる様な形で、保護者や本人からの相談でも対応することとなる。

佐竹委員 こうした窓口ができたことは、保護者や本人にも周知していただきたい。
学校現場において障害者雇用はあるのか。

総務課長 障害者雇用は法的に義務付けられている。県教委の場合2.2%である。昨年、県教委における障害者雇用は全国的に見て下から2番目という状況にあったので、教職員課の平成28年度予算において、教務補助という制度を新たに創設し、20名分を予算化したところである。来年度以降は積み重ねていくことによって、2.2%の目標を達成するような努力を28年度以降、続けていく予定である。

佐竹委員 そうした方にも、今回の法律の条項は該当することとなるのか。

総務課長 当然、当てはまることとなる。

佐竹委員 服務規律の様な形ででているのは大変良いことであると思う。各委員が話していたように、先ずは心の問題であると思う。一つのクラスの中で、障害者がいた時に迷惑に感じる子どもたちと、迷惑に感じない子ども達がいるが、以前、仙台二高の先生の体験談を伺った際に、クラスに重度のアスペルガー症候群の生徒がいたが、先生はあまり手を出さずにいたが、生徒達皆が理解して彼を助けたため、彼は3年間学校に通って、東大に入学したという話があった。先生方のフォローだけでなく、子どもたちがきちんと考えられる力を持っているという話であった。服務規律としての位置付けはあるが、子ども達のそうした事を通じて子ども達のモラルや親切心、人を思いやる心などを引き出してもらえるような教育をしていただきたい。

総務課長 そのような形でしっかりと取組を進めてまいりたい。

補足説明すると、障害者雇用率の説明の中で、障害者雇用率を達成するためという一面はあるが、それよりも各学校の職員室にそうした障害者がいることで、先生方の理解も深まると思う。生徒にとってもうちの学校にも障害者の方が勤務していると分かることで、障害者への理解を深めていくという一面もある。

佐 竹 委 員

素晴らしい取組であると思う。子どもは親の姿を見て育つので、学校の中でも先生方の背中を生徒達がみて、一緒に対応していくことが重要である。先生方は服務規律だけではなく、ハートフルな対応をして、子ども達に示せるような教育をして行けたら良いと思うので、障害者雇用について進めていただきたい。

9 閉 会 午後0時8分

平成28年4月14日

署名委員

署名委員